

大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市町村 意見の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 1 項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、同条第 3 項の規定により次のとおり縦覧に供する。

公告日：令和 8 年 5 月 2 5 日

届出年月日：令和 7 年 1 2 月 9 日

店舗名：宮崎山形屋

縦覧場所：宮崎県商工観光労働部商工政策課

縦覧期間：令和 8 年 5 月 2 5 日から令和 8 年 6 月 2 5 日 まで

意見の概要：別紙のとおり



受理年月日	年 月 日
受理番号	
備考	

意見書

宮産第46号
令和8年4月30日

宮崎県知事 河野 俊嗣 殿

宮崎市長 清山 知憲



令和7年12月24日付け25010-1382で照会のあった大規模小売店舗の届出について、下記のとおり意見を申し述べます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称：宮崎山形屋
所在地：宮崎市橘通東3丁目4番12号
- 2 意見
なし
- 3 留意事項
【道路維持課】
道路構造物を変更する場合には、道路法24条の規定による道路工事承認申請書を提出すること。

【都市計画課】
屋外広告物を設置する場合、「宮崎市屋外広告物条例」に基づく許可及び「宮崎市景観条例」に基づく届出が必要となる場合がある。

【建築行政課】
移転後の土地は準防火地域であり、計画次第では建築確認申請が必要な場合がある。
駐輪場の工事に伴い「建設リサイクル法」に基づく届出が必要な場合がある。
(工事着手7日前まで)

〔 文書取扱：経済部産業政策課
電話：21-1792 〕